

空港整備法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
○空港整備法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（空港用地） 第三条 法第六條第一項の政令で定める空港用地は、航空機の離着陸の安全を確保するため平らな空地として維持することを必要とするものとする。 附 則 6 法附則第五項の政令で定める照明施設は、気象状態が悪い場合で国土交通省令で定める高度以上の高度においては滑走路の位置を確認することができないときにおいても航空機が当該空港に着陸することを可能とするために国土交通省令で定めるところにより設置される航空灯火（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十項に規定する航空灯火をいう。）とする。 7 法附則第六項の政令で定める工事は、次に掲げる工事とする。 一 一般公衆の利用に供する目的で当該空港と他の地点との間の路線における輸送需要に対応した輸送力を有する航空機が発着することができ、長さを超えてその滑走路を延長する工事及び当該工事と併せて施行されるべき着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事であつて、次に掲げるもの イ 積雪又は凍結の状態にある滑走路における航空機の発着の制約を緩和するために必要な工事 ロ 国際交流の促進を通じた地域経済の発展を図るための施策を実施するために必要な工事	（空港用地） 第三条 法第八條第四項第二号の政令で定める空港用地は、航空機の離着陸の安全を確保するため平らな空地として維持することを必要とするものとする。 附 則 6 法附則第六項の政令で定める工事は、次に掲げる工事とする。 一 積雪又は凍結の状態にある滑走路における航空機の発着の制約を緩和するために必要な工事 二 国際交流の促進を通じた地域経済の発展を図るための施策を実施するために必要な工事

二 一般公衆の利用に供する目的で前項の照明施設に改良する工事及び当該工事と併せて施行されるべき空港用地の造成又は整備の工事であつて、霧による航空機の着陸の制約を緩和するために必要なもの

81
13
(略)

別表第三(第一条関係)

名 称	位 置
(略)	(略)
久米島空港	沖縄県島尻郡久米島町
(略)	(略)

71
12
(略)

別表第三(第一条関係)

名 称	位 置
(略)	(略)
久米島空港	沖縄県島尻郡具志川村
(略)	(略)